

JIS

官能評価分析－用語

JIS Z 8144 : 2004

(JSSE/JSA)

(2005 確認)

平成 16 年 3 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 基本技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	今井 秀孝	独立行政法人産業技術総合研究所
(委員)	大井 みさほ	東京学芸大学名誉教授
	尾島 善一	東京理科大学
	加藤 久明	日本デザイン学会
	小林 経明	社団法人日本鉄鋼連盟
	小松原 仁	財団法人日本色彩研究所
	近藤 良太郎	社団法人日本電機工業会
	橘 秀樹	東京大学
	田森 行男	財団法人日本品質保証機構
	徳岡 直静	慶應義塾大学
	八田 勲	財団法人日本規格協会
	藤 咲 浩二	社団法人日本産業機械工業会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 2.3.1 改正：平成 16.3.20

官 報 公 示：平成 16.3.22

原 案 作 成 者：日本官能評価学会

(〒156-8502 東京都世田谷区桜丘 1 丁目 1-1 東京農業大学応用生物科学部醸造化学科内
TEL 03-5477-2378)

財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4 丁目 1-24 TEL 03-5770-1573)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 二瓶 好正)

審議専門委員会：基本技術専門委員会 (委員長 今井 秀孝)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 標準課産業基盤標準化推進室
(〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1 丁目 3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、日本官能評価学会 (JSSE)／財団法人日本規格協会 (JSA) から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS Z 8144** : 1990 は改正され、この規格に置き換えられる。

今回の改正は、日本工業規格を国際規格に整合させるため、**ISO 5492** : 1992, Sensory analysis—Vocabulary を基礎として用いた。

この規格の一部が、技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願にかかわる確認について、責任はもたない。

JIS Z 8144 には、次に示す附属書がある。

附属書 1 (参考) **JIS** と対応する国際規格との対比表

目 次

	ページ
序文.....	1
1. 適用範囲.....	1
2. 引用規格.....	1
3. 分類.....	1
4. 用語及び定義.....	1
附属書 1 (参考) JIS と対応する国際規格との対比表.....	10
解 説.....	11
索 引.....	26

官能評価分析—用語

Sensory analysis—Vocabulary

序文 この規格は、1992年に第1版として発行された ISO 5492 Sensory analysis—Vocabulary を元に作成した日本工業規格であるが、技術的内容の一部を変更している。

なお、この規格で点線の下線を施してある箇所は、原国際規格を変更している事項である。変更の一覧表を、その説明を付けて、**附属書 1 (参考)** に示す。

1. 適用範囲 この規格は、官能評価分析において用いる主な用語とその定義について規定する。

備考 この規格の対応国際規格を、次に示す。

なお、対応の程度を表す記号は、ISO/IEC Guide 21 に基づき、IDT (一致している)、MOD (修正している)、NEQ (同等でない) とする。

ISO 5492 : 1992, Sensory analysis—Vocabulary (MOD)

2. 引用規格 次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版 (追補を含む。) を適用する。

JIS L 0220 繊維用語—検査部門

JIS Z 8103 計測用語

JIS Z 8105 色に関する用語

JIS Z 8106 音響用語

JIS Z 8113 照明用語

3. 分類 用語の分類は、次による。

- a) 一般
- b) 方法
- c) 味覚・きゅう (嗅) 覚
- d) 触覚
- e) 視覚
- f) 聴覚

4. 用語及び定義 用語及び定義は、次による。

なお、参考として対応英語を示す。

備考1. 用語欄で二つ以上の用語を並べた場合、その順位に従って優先使用する。

2. 用語の丸括弧をつけてある部分は、紛らわしくない場合は、省略してもよい。